

医療機関等開設者 各位

仙台市保健所長
(公 印 省 略)

仙台市保健所における医務関連業務の集約について（お知らせ）

本市の保健衛生行政の推進につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、各区役所保健福祉センター（保健所支所）管理課が窓口となっております医務関連業務については、医療を取り巻く制度や技術等の急速な変化に的確に対応するため、本年 4 月 1 日より市役所（保健所）健康安全課に窓口を集約することとなりましたので、下記によりお知らせいたします。

ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 集約対象となる事務の概要（別紙の業種別チラシ参照）

- (1) 病院・診療所・助産所の開設等の事務
- (2) 施術所の開設等の事務
- (3) 歯科技工所の開設等の事務
- (4) 医療法人の設立申請、決算報告等の受理（宮城県進達）
- (5) 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師（衛生検査技師）、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の免許申請受理・交付事務
- (6) 各種医療統計及び医療職免許所持者に関する就業調査表等の受理

2 令和 2 年 4 月 1 日からの対応窓口

仙台市健康福祉局保健所 健康安全課 医務係（市役所本庁舎 8 階）

（〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号）

電話：022-214-8052（直通） FAX：022-211-1915

3 その他

申請・届出について、郵送等により提出を希望される場合は、あらかじめ、上記窓口にご相談ください。（医療職免許の申請は、窓口でのみ対応します。）

担当：健康安全課医務係 岡田、古川
電話：022-214-8052

令和 2 年 4 月 1 日より 各種手続きの窓口が 市役所になります

各区役所の保健福祉センター（保健所支所）管理課が窓口となっている病院、診療所、助産所に関する各種手続きについては、関連業務を市役所（保健所）に集約することに伴い、4月1日より窓口を以下のとおり変更いたします。
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○窓口が変更となる主な手続き

- ・ 病院、診療所、助産所の開設・変更等の申請・届出
- ・ 医療法人の設立申請、決算報告等の届出
- ・ 結核指定医療機関に関する申請
- ・ 医療職免許の申請・交付

該当免許：医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、衛生検査技師（衛生検査技師にあつては、新規登録以外）

○令和 2 年 4 月 1 日からの窓口

仙台市役所 本庁舎 8 階 健康安全課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

電 話：022-214-8052（直通） FAX：022-211-1915

※ 郵送等による申請・届出は、事前に上記窓口にご相談ください。（免許申請は窓口のみ）

※ 令和 2 年 3 月 31 日までは、各区役所保健福祉センター管理課が担当窓口です。